

令和6年

- 第1回 -

藤岡市教育委員会定例會議事録

藤岡市教育委員会

## 令和 6 年第 1 回藤岡市教育委員会定例会議事録

日 時 令和 6 年 1 月 22 日 (月)

午後 2 時 53 分

場 所 教育庁舎 3 階第 1 会議室

開 会

日程第 1 第 13 回定例会の議事録の承認

日程第 2 教育長の諸報告

日程第 3 報告第 1 号 事務の臨時代理の承認を求めるについて

日程第 4 報告第 2 号 事務の臨時代理の承認を求めるについて

日程第 5 報告第 3 号 事務の臨時代理の承認を求めるについて

日程第 6 議案第 1 号 令和 5 年度教育長表彰該当者の決定について

閉 会

・出席委員等

教 育 長	田 中 政 文 君	教育長職務代理者	内 田 孝 嗣 君
委 員	高 橋 祐 紀 君	委 員	貫 井 真 由 美 君
委 員	秋 谷 雅 文 君		

・欠席委員

なし

・説明のため出席した者

教 育 部 長	小 島 治 君	教育総務課長	堀 越 輝 雄 君
学校教育課長	大 塚 崇 君	生涯学習課長	塚 越 裕 一 君
文化財保護課長	軽 部 達 也 君	スポーツ課長	岸 憲 彦 君
学校給食センター所長	木 島 尚 美 君	図 書 館 長	渕 田 真 由 美 君

・事務局職員出席者

係 長	山 下 由 希 子	書 記	温 井 謙 人
-----	-----------	-----	---------

## 会議の概要

開会 14時53分

### 開会

教育長（田中政文君）出席委員、全員でありますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定に基づき、会議は成立いたします。

それでは、ただ今より令和6年第1回藤岡市教育委員会定例会を開会します。

初めに、議事録署名人の指名を行います。藤岡市教育委員会会議規則第20条第1項に基づき、温井書記を指名します。

### 日程第1 第13回定例会の議事録の承認

教育長（田中政文君）日程第1、第13回定例会の議事録の承認についてですが、各委員におかれましては、訂正箇所等がありましたらお願ひします。

委員一同 なし。

教育長（田中政文君）第13回定例会の議事録を承認することで、よろしいでしょうか。

委員一同 異議なし。

教育長（田中政文君）第13回定例会の議事録は承認されました。

### 日程第2 教育長の諸報告

教育長（田中政文君）日程第2、教育長の諸報告についてですが私から報告します。

教育長（田中政文君）最初に教育総務課です。

小中学校の体育館の改修工事について、本年度は美九里東小学校と美九里西小学校の体育館改修工事を実施いたしました。両校とも昨年12月末に工事が完了し、1月上旬に完成検査を実施して、無事、引渡しとなりました。

本年度の教育長表彰につきましては、各学校及び団体より186名の推薦がありました。この推薦について、1月12日に教育長表彰選考委員会を開催し、本日、議案として上程しておりますので、ご審議をよろしくお願ひいたします。

次に学校教育課です。

1月9日から3学期が順調にスタートしました。1月5日の校長会議では、3学期開

始に向け、冬休み明けの子どもたちの不安な心に寄り添うなど、1人1人に目を向けたきめ細かな対応を行い、自殺予防、問題行動の未然防止に努めるよう指示したところであります。

また、引き続いての感染症予防対策、服務規律確保の徹底、小中一貫教育及びコミュニティ・スクールの取組についてのまとめと評価・次年度に向けた準備についても指示しております。

学校関係の事業ですが、16日に第3回いじめ防止担当教員研修会を開催し、各校の組織的な対応事案を共有しました。30日には対面とオンラインを活用したハイブリッド方式でいじめ問題解決に向けた子ども会議を校区ごとに集まって開催します。

次に生涯学習課です。

教育委員の皆さんにもお世話になり、1月7日にみかぼみらい館で二十歳を祝う会を開催いたしました。今年は新たに抽選会を行い、会場は大いに盛り上りました。参加者は496名で、対象者670名に対し74.0%の参加率でした。15日には人権啓発指導者養成講座の閉講式を行いました。今年度は延べ248名の方に受講していただきました。

12月の総合学習センターの利用状況ですが、文化施設利用189団体、1,864人、体育施設利用85団体、1,184人、合計274団体、3,048人という状況でございました。

次に文化財保護課です。

12月14日に高山社跡保存整備事業の耐震補強について、文化庁協議を実施しました。耐震補強計画、委員会の協議経過などを説明し、耐震補強案についてご承認、ご指導いただきました。協議内容については復原耐震補強実施設計に反映する予定です。

12月25日、毛野国白石丘陵公園史跡整備委員会が開催され、白石稻荷山古墳確認調査の成果説明と来年度の調査計画について審議いただきました。

12月26日、県知事と構成4資産保有市町の首長とで世界遺産トップ会議が開催されました。会議では、こうした知事と4市町の話合いの場の継続と登録10周年のイベントを県主導で開催すること、国に対する要望の取りまとめなどを行うことで合意しました。

12月の高山社跡及び藤岡歴史館の入場者数は、高山社跡が531人、藤岡歴史館は633人でした。また、デジタル博物館12月のアクセス数は1,630件でした。

次にスポーツ課です。

大会関係では、12月24日に第14回藤岡市新体操演技発表会、1月に入り、6日

に第29回藤岡市中学1年生バスケットボール大会、8日に第7回藤岡市ジュニアマラソン大会、14日に第39回藤岡市民綱引き大会の4大会が開催され、613人が参加しております。なお、ジュニアマラソン大会では、小学1年生から6年生まで6回連続して出場した選手13人に対し、特別賞の表彰を行っております。

教室関係では、親子コーディネーショントレーニング教室、ジュニアスキー教室、ハンドボール教室の3教室が開催され、65人が参加しております。

次に学校給食センターです。

3学期の学校給食は1月10日より開始しました。12月分の学校給食費ですが、1月4日に口座振替を実施し、78件の振替不能がありましたので、1月15日付で督促状を発送しました。

最後に図書館です。

12月16日に図書館講座の3回目として「やさしい遺産相続・遺言のはなし」を開催し、37人が参加しました。講座終了後には質疑応答が多数あり、相続に対する関心の高さがうかがえました。また、17日には「あそびの学校紙芝居の出前公演」を開催し、15人が参加しております。

12月の利用状況は、開館日数23日、入館者数8,403人、貸出冊数24,901冊、学校巡回文庫は8校を巡回し、利用児童数717人、貸出冊数1,653冊でした。電子図書館は、貸出冊数831冊でした。

以上、教育長報告といたします。

教育長（田中政文君）ただ今の諸報告について、ご質問がありましたらお願ひします。  
委員一同 なし。

教育長（田中政文君）質問もないようですので、教育長の諸報告を終わります。

### 日程第3 報告第1号 事務の臨時代理の承認を求めるについて

教育長（田中政文君）日程第3、報告第1号、事務の臨時代理の承認を求めるについて事務局より説明をお願いします。

学校給食センター所長（木島尚美君）報告第1号について朗読及び概要を説明する。

（説明内容）藤岡市学校給食センター管理及び運営に関する規則の一部改正についてご説明いたします。この一部改正は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、藤岡市の住民基本台帳に記録されている児童生徒の保護者が負担すべき令和6年1月分

から3月分までの学校給食費を減免することについて、必要となる事項を定めるものです。

具体的な内容としましては、附則に令和5年度における学校給食費の減免の特例を加え、藤岡市の住民基本台帳に記録されている児童生徒の保護者が負担すべき令和6年1月分から同年3月分までの学校給食費を減免するものです。本事業は令和6年1月より開始することから、教育委員会定例会を開くいとまがなかったため、藤岡市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定に基づき、教育長において事務を臨時代理していただき、同条第2項の規定に基づき、報告し承認を求めるものであります。

教育長（田中政文君）ただ今、事務局より報告第1号について説明がありました。これについてご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

秋谷委員。

委員（秋谷雅文君）令和5年度の1月から3月までについて、減免措置を取るということですが、令和6年4月以降のことについては、改めてこういった提案をされるということでおろしいでしょうか。

教育長（田中政文君）学校給食センター所長。

学校給食センター所長（木島尚美君）令和6年4月以降の学校給食費については、来年度に向けて別に提案させていただきます。

教育長（田中政文君）他にご質疑はありますか。

委員一同 なし。

教育長（田中政文君）ご質疑がありませんので、質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

報告第1号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教育長（田中政文君）異議がないようですので、報告第1号、事務の臨時代理の承認を求めるについては、原案のとおり承認されました。

#### 日程第4 報告第2号 事務の臨時代理の承認を求めるについて

教育長（田中政文君）日程第4、報告第2号、事務の臨時代理の承認を求めるについて事務局より説明をお願いします。

学校給食センター所長（木島尚美君）報告第2号について朗読及び概要を説明する。

(説明内容) 藤岡市物価高騰対応学校給食費等支援事業補助金交付要綱について、ご説明申し上げます。この要綱は、物価高騰の影響を受けている子育て世代における保護者の経済的負担を軽減するため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、藤岡市外の小中学校等に通学する児童生徒又は食物アレルギーを有する児童生徒の保護者に対し、令和6年1月分から3月分までの学校給食費相当分の補助金を交付することについて必要となる事項を定めるものです。

対象につきましては、本市の住民基本台帳に記録されている児童生徒の保護者とし、藤岡市第2子以降学校給食費無償化等事業実施要綱の規定による補助金の対象者以外といたします。具体的な内容といたしましては、市外の小中学校等に通学する児童生徒については給食費相当分の補助金を交付し、市内の小中学校に通学し、食物アレルギーにより給食の全部又は一部の提供を受けることができない児童生徒についても別表に規定した額を補助金として交付します。保護者から申請していただき、内容を確認する必要があるため、第4条以降で申請等について定めております。本事業が令和6年1月より開始することから、教育委員会定例会を開くいとまがなかったため、藤岡市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定に基づき、教育長において事務を臨時代理していただき、同条第2項の規定に基づき、報告し承認を求めるものであります。

教 育 長（田中政文君） ただ今、事務局より報告第2号について説明がありました。これについてご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

委 員（秋谷雅文君） この要綱は、藤岡市外に通学している児童生徒に対する補助金交付ということが定められていると思います。それで補助対象者が要綱第2条第1号の中で住民基本台帳に記録されているもの、要するに市内に在住することが条件ということになっているようですが、同条第2号の中で藤岡市立小中学校等に通学し、藤岡市学校給食センター管理及び運営に関する規則第11条第1項第4号本文に該当する児童生徒と書いてありますけど、藤岡市立小中学校等に通学する児童生徒については報告第1号の中で既に述べられていることなのではないかと思います。私が分からるのは、藤岡市学校給食センター管理及び運営に関する規則の中で何が定められているのかと思ったのですが、その辺についてはいかがですか。

教 育 長（田中政文君） 学校給食センター所長。

学校給食センター所長（木島尚美君） この補助金につきましては、藤岡市に住所があつて市外に通学する児童生徒と、アレルギー等があつて学校給食の提供を受けられない児童生徒の保護者を補助の対象としております。

藤岡市学校給食センター管理及び運営に関する規則第11条第1項第4号には、食物

アレルギー等により学校給食の提供を受けられない場合の給食費の減額が定められています。そういう場合についても給食費相当分を補助するため、市内に通つていてアレルギー等で給食を食べられない児童生徒の保護者についても補助の対象ということで、今回この要綱で定めております。

委 員（秋谷雅文君） そうすると、わざわざそれを区分する必要があるのですか。アレルギー等で給食の提供を受けられない方々も藤岡市在住で、市内の小中学校等に通学していることが前提なのですから、アレルギー等の有無で区分けする必要があるのですか。

教 育 長（田中政文君） 学校給食センター所長。

学校給食センター所長（木島尚美君） この補助金の中では、市民であっても市外の学校に通学する児童生徒、それと市民であって市内の藤岡市立小中学校に通つてている児童生徒の中でもアレルギー等で給食が食べられない児童生徒もおりますので、それらは無償化の恩恵が受けられることから補助という形で制度を設けております。

教 育 長（田中政文君） 秋谷委員さんがおっしゃっているのは藤岡市外のことですか。

委 員（秋谷雅文君） 藤岡市内の部分です。要綱第2条第1号のところで藤岡市外のことと言つてはいるわけですよね。報告第1号の中で藤岡市内の児童生徒の保護者について、減免措置を取ることを規定していて、報告第2号の要綱第2条第1号の中で藤岡市に住民基本台帳があつて市外の小中学校等に通つてている児童生徒を対象にするということは分かるのですが、同条第2号の方は報告第1号の方で減免措置を規定しているのに新たに条項を設けるということがちょっと理解できません。

教 育 長（田中政文君） 学校給食センター所長。

学校給食センター所長（木島尚美君） 藤岡市内の小中学校等に通つてている児童生徒の保護者で、今まで給食費を納めていた方は、報告第1号の方で無償となります。市内の児童生徒で給食の提供を受けられる環境であつても、アレルギー等で学校給食の提供を受けられない児童生徒もおります。それらの児童生徒については、今まで給食費を納めていなかつたので給食費無償化の恩恵が受けられません。小学生の場合の給食費は月額4,011円で、給食費を納めていた保護者はそれが0円になりますが、アレルギー等で給食を食べられない児童生徒は、自分でお弁当を持って来ていたりして、給食費が0円だったので、その方についても給食費無償化の恩恵が受けられるよう、給食費相当分を補助しましょうということで、この中に定めております。

教 育 長（田中政文君） 藤岡市に住所がなくても市内の学校に通つてている子どももいるので、そういう児童生徒を区別しているところもあると思います。

他にご質疑はありますか。

委員一同 なし。

教 育 長（田中政文君）ご質疑がありませんので、質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

報告第2号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（田中政文君）異議がないようですので、報告第2号、事務の臨時代理の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

## 日程第5 報告第3号 事務の臨時代理の承認を求めることについて

教 育 長（田中政文君）日程第5、報告第3号、事務の臨時代理の承認を求めるについて事務局より説明をお願いします。

学校給食センター所長（木島尚美君）報告第3号について朗読及び概要を説明する。

（説明内容）令和5年度藤岡市一般家計補正予算（第7号）は10ページにありますとおり、第6項保健体育費、第2目学校給食費、第18節負担金補助及び交付金で115万6,000円を増額補正したものです。増額理由といたしましては、子育て世代の負担軽減を図るため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰対応学校給食費等支援事業で、今年度から既に実施している第2子以降学校給食費無償化等事業では対象外である第1子について、令和6年1月分から3月分の学校給食費を減免します。また、アレルギー等で学校給食の提供を受けられない児童生徒と市外の小中学校等へ通学している児童生徒には学校給食費相当額の補助を行うものであります。補正財源となる歳入につきましては、表の中ほど、補正額の財源内訳の欄に四角囲みで記載しておりますとおり、特定財源として物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金3,564万4,000円となります。1月分から3月分の小学校給食費は児童1人当たり1万2,033円、1,220人分で1,468万円、中学校給食費生徒1人当たり1万4,502円、704人分で1,021万円、合わせて1,924人の児童生徒の保護者の負担軽減として2,489万円の歳入が減額となります。その他、物価高騰により不足が見込まれる賄材料費へ959万8,000円の交付金を充当し、一般財源を減額することに伴い財源更正を行う必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、市長が専決処分を行うに当たり、教育委員会へ意見を求められたものであります。しかし、教育委員会定例会を開くいとまがなかったため、藤岡市教育委員会教育長に対

する事務委任規則第4条第1項の規定に基づき、教育長において事務を臨時代理し、同意する旨を回答し、同条第2項の規定に基づき、報告し承認を求めるものであります。

教 育 長（田中政文君） ただ今、事務局より報告第3号について説明がありました。これについてご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教 育 長（田中政文君） ご質疑がありませんので、質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

報告第3号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（田中政文君） 異議がないようですので、報告第3号、事務の臨時代理の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

## 日程第6 議案第1号 令和5年度教育長表彰該当者の決定 について

教 育 長（田中政文君） 日程第6、議案第1号、令和5年度教育長表彰該当者の決定についてですが、本案件については、藤岡市情報公開条例第6条第1号に該当いたしますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書き及び藤岡市教育委員会会議規則第17条ただし書きの規定により、議事を非公開といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（田中政文君） 異議がないようですので、本案件については非公開といたします。それでは事務局より議案第1号について説明をお願いします。

教育総務課長（堀越輝雄君） 議案第1号について朗読及び概要を説明する。

（説明内容） 教育長表彰は、学校教育及び社会教育、また学校体育及び社会体育において功績顕著な方を教育長が表彰し、その栄誉をたたえるものです。

今年度の教育長表彰該当者は、各学校及び各団体より、学芸振興賞1名、学芸奨励賞103名、体育振興賞3名、体育奨励賞79名、合計186名の推薦がありました。この推薦について教育長表彰規程に基づき、去る1月12日、教育長表彰選考委員11名の出席により選考委員会を開催いたしました。その結果、学芸奨励賞103名、体育振興賞2名、体育奨励賞74名、合計179名が教育長表彰に該当すると認められたものであります。

被表彰者の選考基準は、学芸振興賞は学芸部門における指導者としての功績が顕著な方、学芸奨励賞は群馬県1位、関東、東日本などの地方大会で3位以内、全国6位以内の入賞、国際大会等への出場出品又はこれらと同等の成績を収めた方、体育振興賞は体育部門における指導者としての功績が顕著な方、体育奨励賞は県大会1位、県記録の更新、最優秀賞選手賞等の受賞、関東、東日本などの地方大会で4位以内、全国大会で8位以内の入賞、国際大会への出場又はこれらと同等と認められる成績を収めた方を対象とするものです。

なお、学芸部門で1名、体育部門で6名の方が推薦されたものの非該当となりました。学芸振興賞に推薦された1名については教育長表彰の趣旨と合致しないものであったことから非該当となったものでございます。体育振興賞に推薦された1名については、指導者としての実績が教育長表彰に該当するには不十分であるとされ、非該当となったものでございます。体育奨励賞に推薦された5名のうち、3名の方については出場した大会で受賞した賞よりも上位のクラスの受賞者がいて実質的な1位でなかったこと、また2名の方は精査の結果藤岡市外の在住者であって資格要件を満たさないことが確認されたため、それぞれ非該当となったものでございます。

教育長（田中政文君）ただ今、事務局より議案第1号について説明がありました。これについてご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

秋谷委員。

委員（秋谷雅文君）この表彰は、個人に対する表彰と見受けられますが、学校に対する表彰はないのですか。

教育長（田中政文君）学校に対する表彰というのは特にありません。あくまでも個人で、例えば団体競技で表彰の対象になったとしてもそれぞれ個人で表彰するという形です。

教育長（田中政文君）他にご質疑はありますか。

委員一同 なし。

教育長（田中政文君）ご質疑がありませんので、質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第1号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教育長（田中政文君）異議がないようですので、議案第1号、令和5年度教育長表彰該当者の決定については、原案のとおり承認されました。

## 閉　　会

教　育　長（田中政文君）以上で、本委員会に提出されました議案の審議は全て終了しましたので、本日の会議を閉会します。

閉会　15時28分

以上、この議事録が正確であることを証します。

令和6年2月14日

教育長　田　中　政　文

書　記　温　井　謙　人